琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）10

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43785

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

171

電信写

総番号(TA) 50103　　主管
69年11月4日22時45分　米国　発
69年11月5日12時54分　本省　着　米北1

外務大臣殿　吉野　大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ問題

第3496号　略　大至急

4日バード上院議員（軍事委員。民主。ヴアージニア出身）はオキナワ返かんについての取極は上院の承認を求むべきであるとの法律案を国務省等の予算案に対する修正案として提出した趣である。

本件については法律案入手次第追電すべきもAPヴイーリス記者が本使に語るところによれば。万一本件修正案が議会を通過した場合にもオキナワ返かんに関する取極は結局上院外交委員会で先ず審議されることになり。同委員会はフルブライト。マンスフイールド等のオキナワ返かんに同情的な議員が多いから実質的には事態は特に悪化したものとは思われない。むしろ。軍事委員会のタカ派のオキナワ返かんに対する攻撃をけるためにかえつて好都合であるかも知れないと語つていた。

本件については詳細判明次第更に追電すべきもとりあえず。

(了)

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

379

電信写

総番号(TA) 50233　　主管
69年11月5日18時35分　米国　発
69年11月6日09時11分　本省　着　米北1

外務大臣殿　吉野　大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ問題（米議会審議）

第3498号　極秘　大至急

往電第3496号に関し

5日マイク。マサオカより本使に対し次のとおり連絡あつた。

1。その後本件AMENDMENTは別電第3499号の文言から別電第3500号の文言に修文され。上院本会議において審議された。

行政府を代弁してグリフイン。スコット等が本決議を単にTABLEしおくべきことを提案したが、この動議は24対54で敗れ、次いで国務。商務、法務省予算案のAMENDMENTとして通過さすべきかどうかについて採決したところ、63対14の圧倒的多数で前記別電第3500号が採決された。反対者の主なものはマンスフイールド。グリフイン。スコット。ケネデイ。賛成者主なものはステニス、フルブライト、マツクレラン等。

2、本件上院通過については多分に大統領ないし行政府に対するいやがらせの感情が動いたものと見られ、例えばス

外務省

電信写

極秘

ミス議員（メイン州）はせん維及びくつの輸出規制が進ちよくしないことを非難した。またトーマ氏の議員に対する手紙も多分に影響あつたように思われる。

3．本件ＡＭＥＮＤＭＥＮＴ通過に対し国務省は必ずしも活ぱつに動いておらず、わずかグリフインが国務省の立場から反対演説した。なお、マンスフイールド議員はかたわらからかなりよくやつてくれた。

（当館注：この種上院決議（ＳＥＮＳＥ　ＯＦ　ＴＨＥ　ＳＥＮＡＴＥ）としては最近では対外約束に関する上院決議、外国政府承認に関する決議等があるが、何れも行政府の専かん事項である外交に対する議会の政治的、道義的見解の表明であり、政治的、道義的こう束力があるにとどまり、法理論的には何らこう束力を有するものでないことは確立された見解とされている。なお、ＳＥＮＳＥ　ＯＦ　ＣＯＮＧＲＥＳＳをＳＥＮＳＥ　ＯＦ　ＳＥＮＡＴＥとしたことについては格別は意義がなく、下院ないし上下同合委員会においても、ＳＥＮＳＥ　ＯＦ　ＳＥＮＡＴＥを修正することは可能である由）。

(3)

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

63

総番号（TA）50235
69年11月5日18時35分　主管 米国
69年11月6日08時46分　本省 発着 米北1

外務大臣殿　吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

沖縄問題（米試会審議）

T3499号　平 大至急

IT IS THE SENSE OF THE CONGRESS THAT THE PRESIDENT [illegible] SHALL NOT ENTER INTO ANY AGREEMENT OR UNDERSTANDING, THE EFFECT OF WHICH WOULD BE TO CHANGE THE STSTUS OF ANY TERRITORY REFERRED TO IN ARTICLE 3 OF THE TREATY OF PEACE WITH JAPAN, WITHOUT THE ADVICE AND CONSENT OF THE SENATE。

(3)

ソ カ ビ　万博

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣 事務次官 外務審議官 官房長 官房審議官 官房長 儀官 官房文書課 会計課 官房総務課

総人 国際資源課 電源開発課 厚生課 計画課

参調 参調課 析課 企画課

参領 参領課 移民課 旅券課

総番号(TA) 50226　主管
69年1月5日18時40分　米国　発
69年1月6日08時47分　本省　着　米北1

外務大臣殿　吉野　大使　臨時代理大使　総領事　代理

沖縄問題（米試会審議）

第3500号　平　大至急

IT IS THE SENSE OF THE SENATE THAT ANY AGREEMENT OR UNDERSTANDING ENTERED INTO BY THE PRESIDENT TO CHANGE THE STATUS OF ANY TERRITORY REFERRED TO IN ARTICLE 3 OF THE TREATY OF PEACE WITH JAPAN SHALL NOT TAKE EFFECT WITHOUT THE ADVICE AND CONSENT OF THE SENATE。

(3)

ア長 参地 中東二 北東二 西

米局長 参北 北二 保

中南部欧長 参一二

参西 東洋 西東二

近ア長 参審 近ア

経 次総 経国 万

経協長 参貿 統国

参政 技二 国一 理

条長 参条 協規

国長 参政 経科 軍社 専

情長 参道 内外

文長 一二

極秘

158

ソ カ ビ　万博

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣 事務次官 外務審議官 官房長 官房審議官 官房長 儀官 官房文書課 会計課 官房総務課

総人 国際資源課 電源開発課 厚生課 計画課

参調 参調課 析課 企画課

参領 参領課 移民課 旅券課

総番号(TA) 50224　主管
69年1月5日18時30分　米国　発
69年11月6日08時46分　本省　着　米北1

外務大臣殿　吉野　大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ返かん問題

第3501号　極秘　大至急

往電第3496号に関し

5日本件に関し本使よりフインに善後処置につき照会したところ、フインは別電第3502号の如き文書をグリフィン議員に渡し反対方頼んでおいたが、その後残念ながら上院の大多数が賛成しAMENDMENTが通過してしまった。早速議会がかり（TORBERD大使、PRENTICE）と連絡し如何なる措置をとるべきか協議の上当方にもお伝えしたいと述べた。

なお、フインはとりあえずの見解として、オキナワ返かん協定は今朝程は60％位上院の批准を要することとなるかもしれないと考えていたところ、本AMENDMENTの上院通過により75％は条約形式にしなければならぬことになる公算が出てきたかもしれないと付言していた。

(3)

ア長 参地 中東二 北東二 西

米局長 参北 北二 保

中南部欧長 参一二

参西 東洋 西東二

近ア長 参審 近ア

経 次総 経国 万

経協長 参貿 統国

参政 技二 国一 理

条長 参条 協規

国長 参政 経科 軍社 専

情長 参道 内外

文長 一二

カヒ　万俥

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

370

電信写

総番号(TA) 50234
69 年 11 月 5 日 18 時 30 分 米国 発
69 年 11 月 6 日 09 時 11 分 本省 着 北1

外務大臣殿　吉野　大使　臨時代理大使　総領事　代理

沖縄返還問題

ア350乙号　平　大至急
往電ア3501号　別電

(以下別電英文)

大臣 官房 / 次官 / 官房 / 次官 / 官房 / 臣官 / 官房 / 儀書 / 文書 / 会計 / 官房 / 給与
総人 / 電信 / 厚計
国資 / 参調 / 析企
領移 / 参領 / 旅移
ア長 / 参地 / 中東 / 東北 / 西二
北米長 / 参北 / 北二 / 保
中南米 / 参一 / 二
欧亜 / 参西 / 東二 / 洋
西二 / 東二
近ア長 / 参審 / 近ア
経済 / 次総 / 経 / 国一 / 万
経済協力長 / 参貿 / 統 / 国三
参政 / 技 / 国一 / 二 / 理
条約 / 参条 / 協 / 規
国際 / 参政 / 経 / 科
軍 / 社 / 専
情報 / 参道 / 内 / 外
文化 / 一 / 二

DRAFT STATEMENT FOR SENATOR GRIFFIN CONCERNING SENATOR BYRD'S PROPOSED RIDER TO THE STATE-JUSTICE-COMMERCE APPROPRIATIONS BILL.

MR. PRESIDENT,

I FULLY UNDERSTAND THE REASONS WHICH PROMPTED THE SENIOR SENATOR FROM VIRGINIA TO PROPOSE THIS AMENDMENT. HOWEVER, I DO BELIEVE THAT IT WOULD BE PREMATURE FOR THE CONGRESS TO GO ON RECORD AT THIS TIME ON THIS PARTICULAR QUESTION.

I HAVE RECEIVED ASSURANCES AS RECENTLY AS THIS MORNING FROM BOTH THE WHITE HOUSE AND THE STATE DEPARTMENT THAT THE CONGRESS WILL BE CONSULTED FULLY AS TO THE FORM WHICH THE OKINAWA AGREEMENT WILL TAKE. I HAVE ALSO BEEN ASSURED THAT ANY ANNOUNCEMENT WHICH MAY TAKE PLACE AT THE CONCLUSION OF PRIME MINISTER SATO'S VISIT WILL MAKE IT CLEAR THAT ANY UNDERSTANDING CONCERNING OKINAWA WILL BE SUBJECT TO THE NECESSARY LEGISLATIVE SUPPORT.

ANOTHER FACT IS IMPORTANT HERE. THE EXACT NATURE AND EXTENT OF ANY U.S. - JAPANESE AGREEMENT CONCERNING OKINAWA HAS YET TO BE NEGOTIATED. AS A MATTER OF FACT IT IS NOT YET CERTAIN THAT THERE WILL BE AN AGREEMENT. ALTHOUGH SUBSTANTIAL PROGRESS HAS BEEN MADE IN PRELIMINARY NEGOTIATIONS, THERE ARE STILL POINTS WHICH REMAIN AT ISSUE. MANY DETAILS REMAIN TO BE WORKED OUT. UNTIL SUCH DETAILS ARE COMPLETE, WE CANNOT B

BE CERTAIN JUST WHAT THE APPROPRIATE FORM SHOULD BE FOR SUCH AN AGREEMENT.

FOR THESE REASONS, IT SEEMS TO ME UNWISE AND PREMATURE TO ADOPT AN AMENDMENT SUCH AS THAT PROPOSED BY THE SENATOR FROM VIRGINIA. FOR THE EFFECT OF HIS AMENDMENT WOULD BE TO TAKE THE POSITION NOW, BEFORE ALL APPROPRIATE INFORMATION IS AVAILABLE, THAT THE AGREEMENT, WHATEVER ITS CONTENT, SHOULD BE SUBMITTED AS A TREATY.

EVEN THOUGH MANY OF US MIGHT ULTIMATELY DECIDE THAT THE AGREEMENT, WHICH MAY ENERGE, SHOULD BE SUBMITTED TO THE SENATE AS A TREATY, IT DOES SEEM TO ME THAT IT WOULD BE BEST WERE THE SENATOR FROM VIRGINIA TO WITHDRAW OR DEFER HIS AMENDMENT. SINCE WE HAVE RECEIVED ASSURANCES FROM BOTH THE STATE DEPARTMENT AND THE WHITE HOUSE THAT WE WILL BE FULLY CONSULTED AS TO THE FORM WHICH ANY SUCH AGREEMENT SHOULD TAKE, I BELIEVE THE AMENDMENT IS BOTH UNNECESSARY AND UNWISE AT THIS TIME. IF AFTER FULL CONSULTATIONS WITH THE CONGRESS HAVE TAKEN PLACE, THE SENATOR THEN FEELS IT NECESSARY TO SUBMIT A SIMILAR AMENDMENT OR RESOLUTION, WE COULD WELL TAKE THE MATTER UP AT THAT TIME.

秘
無期限

参考

問　バード上院議員提案の「沖縄返還についての取極は上院の承認を求むべしとの決議案」は国務省等の意見

修正案が上院を通過したが、右修正は、沖縄返還問題に如何なる影響を及ぼすか。

答　一、これはそもそも米国内部の問題であり、米国の行政府としては、何れにせよ、沖縄返還に関し議会の要人の了解を求める必要があると思われるので、今回のバード議員の修正案が上院を通過したことで沖縄返還を阻害されることは言えない。

二、本件修正案の通過は、むしろ、沖縄問題につき上院が大きな関心と決意を払っていることの現われ

であろうと云えよう。

三、何れにせよ、今次総理訪米及び総理、ニクソン大統領会談に引続くコミュニケ発表には直接の関係はない。

四、今回の決議に現れているとおりアメリカ側も仲なわ問題には特別な関心をもっているが、総理訪米について我が国民が一方的な期待をムードに期待することは固いと思われる。

外務省

秘
までの

事務次官　官房長　アメリカ局長　参事官

官房総務参事官　書記官

北米第一課長

安全保障課長

アメリカ局長
北米第一課長
安保課長
条約局長
南東アジア第一課長
に別紙配布

大臣記者懇談要旨（11月6日）

報道課長

(1) バード決議について

これはよいニュースではない。その法律的意義はともかく、政治的には米議会が沖縄問題に深刻な関心を持ちはじめたことを意味し、今後の交渉に困難を加えたことは否めない。私は、これは何でもないというような安易な受け取り方を排し、いよいよふんどしをしめてかからなければならないとの警鐘として受け取っている。我々は余り米議会に工作をすればかえって刺激し、逆効果になるかも知れないとの判断から今までの交渉は国務省一本でやってきたが、国務省としてもショックをうけたであろう。しかし、日本側に申し訳ないとの気持から今後国務省が対議会工作を一生懸命やるようになるのではないか。

繊維問題を沖縄問題にひっかけようということが決議の動機の一つであったとは思わない。沖縄の当面氏らの復帰絶対反対との談話あて書簡は影響を与えたかも知れない。さらに交渉が日本側のペースで来

ことに対する反感のあらわれとも見られよう。これは

ある程度予期されたことである。

(2) 繊維問題

(質問に応じ)

米が繊維問題を多数国間会議で取り上げてもよい

というふうに変りつつあると報告を下田大使からは

聞いていない。

(3) 国防会議懇談会

あすの国防会議懇談会で何を取り上げるかについては

未だブリーフされていない。私は席上国防は政府が

責任を負う最も大きな問題であり、国防会議をもっと

頻繁に開くべきだとの持論を再び述べるつもりだ。

(4) ブンチャナ・タイ経済相の来日

ブンチャナとの会談に於ては、米の問題をずい分話し

た。ブンチャナは日本にとっては百万ドルの米を買うか

買わないかは大きな問題ではないかも知れないが、タイ

にとっては大きな問題である、と強調していた。ブンチ

ナはなかなか鋭い頭脳の持ち主であり、あすからの閣僚

レベル会議でも頑張るだろう。

○バード提案可決について

これは次第に米国の議会その他でオキナワ返かんに関心が強まつてきた現われでないかと思われる。こうなつてくると返かんの問題自体終つた終つたと言つて100%われわれが手ばなしでらつ観してもいられないのではないかという印象をうける。

しかし事務的にはコミュニケには関係ないことで、総理訪米で出るのはコミュニケなのだから、そういう意味で総理訪米やコミュニケには関係はないだろう。

取扱注意

大臣 次官 官房長 法務 下田大使 条約局長 条約 条法 アメリカ課 ラオス 北一

沖縄返還協定に関する国務省見解（上院決議について）

44. 11. 7

北一

本7日夕 在京米大使館より返還協定に関する国務省の見解（本国より電報越せる由）を別添高覧に供する。

電報：本件決議は対日交渉及び佐藤訪米に何ら影響を与えないが返還（特別措置）協定の上院提出の要否に関する決定には大きな要因となろう。

（参考）
1. 核兵器
2. 日米安保条約
3. 沖縄返還

The Department of State is still studying the Senate Resolution and its implications. Our initial view is that Senate action will not affect the U. S. position on Okinawa reversion or on any negotiations we may enter into with Japan on reversion. The Senate action will not affect the Sato visit in any way. However, this Resolution, which was passed by a large majority, will obviously be a very important factor in determining United States Government internal procedures in approving any agreement -- i.e. it will create a presumption in favor of submitting an agreement to the Senate for its advice and consent. The fact that it was submitted to the Senate would not require that an agreement be called a treaty. The form of government approval for an agreement followed by Japan would, of course, be a matter for decision by the Government of Japan.

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

517

電信写

総番号(TA) 50423　　主管
69年11月6日23時00分　米国　発
69年11月7日13時09分　本省　着

外務大臣殿　吉野　大使　臨時代理大使　総領事　代理

パードAMENDMENT

第3560号　略　至急

本件につき本使のちよう取した2、3の関心ある方面の意見次のとおり、何ら御参考まで。

1. HILLINGS及びSOLDER（ニクソンに近い弁護し）

今回の決議はブリッカーアメンドメント以来の外交問題に関する上院と大統領との間の権限争いの続きで、それ自身は何もおどろくにあたらないが、オキナワ問題がこうした形で議会方面できやくこうをあびて来たことは将来、本件を米議会で審議する際一筋なわで行かないことがあり得るかもしれないことを示さしている。

2. トリザイス

オキナワ返かん問題それ自身は米議員にはあまり関心ない問題と思われる。その意味で返かん協定が条約方式の形式をとる方がかえつてよいかもしれない。問題はむしろ日米間の経済関係との関連でこの機会にいやがらせをしてやろうという議員（スミス、コトン、サーモンド等）がこれに

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

電信写

便乗したことであり、かれらは今後も事ある毎にこの種のいやがらせを続けるであろう。

3. ハローラン

本件は単なる法律問題のみならず、国内政治及び経済問題と関連し、今後の米議会の動向を示さするものと思う。国内政治問題についてはスペイン基地問題、サイミングトン小委員会、ラオス出兵問題等一連の行政府が議会にはからずして外交政策を遂行してゆくことに対するけん制を今後益々強化してゆこうということで、ニクソン大統領は単にオキナワということに限らず、今後相当く労することとなろう。

経済問題については御承知のとおり、オキナワ返かんは結構であるが、代償なり反対給付を行政府は日本から十分とつたのかと今後2年間に条約審議の段階を通じ、日本の貿易、投資の自由化やせん維、鉄こうの規制問題等について米議会が行政府のなまぬるさをしぼりあげるぞというにらみをきかす意味があると思う。なおAYRD自身もオキナワ返かんそのものには反対でないと思う。往電第3499号の原案がマンスフィールドの提案で往電第3500号になつたことにより、かれもホットしていた模様で、とにかく大統領に対しては返かん取極は交渉して差支えない、ただしその後の上院のADVICE AND CONCE

—2—

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ＮＴは要りますよということを強調したかつたらしい。（なお、６日ダＢＹＲＤはＷＴＯＰテレビ会見で今回の決議案提出の動機は平和条約第３条により規定された領土をオガサワラの如く上院の承認なくして返かんしたような事例の再発を防ぐこと、オキナワは極東の重要基地であるのに自国をも十分に防衛できない日本に無条件に返かんすることは不可であることを説明した上、ただし大統領がサトウ総理と本件につき交渉し協定を結ぶことはさまたげる積りはないと述べていた。）

－3－　(7)

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

69

電信写

総番号（ＴＡ）50674
69年　月７日17時15分　米国　主管
69年11月８日10時８分　本省　着

外務大臣殿　吉野大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ問題（ペード修正案）

第3577号　平　至急
往電第3560号に関し
６日の国務省定例記者会見においてオキナワ返かんは平和条約第３条の修正を意味するかとの質問が提起された。
７日国務省報道官代理は定例会見において同省法律局とも協議したと前置して別電の回答を発表した。

(7)

外務省

ソ　カ　ト　万　憲
大政事外外務官
務務　　典房
次次
臣官官審審長長
儀書文会営給
総人電原計
西資長　参調析企
領移長　参領旅移
ア長　参地中東
北東西
米長　参北北保
ハワイ
中南欧　参一二
欧長　参西東洋
西東
近ア長　参審近ア
経　次経経国万
長　参貿総国
経協長　参政技二
国一理
条　参条協規
政国長　参政経科
軍社専
官房長　参道内外
文長　一二

万博

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

114

電信写

大臣 政務次官 事務官 外務審議官 長官 長官 官房 審議官 会計課長 総務課長 文書課長 総務課長 人事課長 厚生課長 計画課長 国際資源課長 調査課長 企画課長 領事移住課長 移住課長

アジア局長 参事官 地域政策課 中東第一課 北米局長 参事官 北米第一課 中南米局 参事官 中南米第一課 欧亜局 参事官 西欧第一課 東欧第一課 ソ連第一課 参事官 ソ連第二課 経済局 参事官 経済第一課 国際貿易課 参事官 国際金融課 技術協力課 条約局 参事官 条約課 法規課 国際法課 国際社会課 情報文化局 参事官 情報課 文化事業課

総番号(TA) 50675 主管
69年 11月 7日 19時15分 米国 発
69年 11月 8日 10時10分 本省 着 米北1

外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

沖縄問題(ベード修正案)

ワ3578号 平 至急
往電ワ3579号別電
(以下別紙英文)

1/2 4

外務省

THE REVERSION OF OKINAWA TO THE ADMINISTRATIVE AUTHORITY AND JURISDICTION OF JAPAN WOULD OBVIOUSLY EFFECT A CHANGE IN THE PRESENT STATUS OF OKINAWA AS PROVIDED FOR UNDER THE TREATY. HOWEVER, THE FACT OF JAPAN'S RESIDUAL SOVEREIGNTY" WAS MADE CLEAR BY MR. DULLES AT SAN FRANCISCO CONFERENCE, AND THE TREATY DOES RECOGNIZE THAT U.S. ADMINISTRATION WAS NOT INTENDED TO BE PERMANENT.

QUESTION OF WHETHER, IN VIEW OF THESE FACTS, REVERSION WOULD MOST APPROPRIATELY BE DESCRIBED AS A REVISION OF THE PEACE TREATY AND THE QUESTION OF THE FORM WHICH CONGRESSIONAL PARTICIPATION IN ANY DECISIONS ABOUT OKINAWA OUGHT TO TAKE ARE OBVIOUSLY RELATED.

(7)

特

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

総番号(TA)　50706　　主管
69年11月7日21時10分　米国　発　米局長
69年11月8日11時57分　本省　着

外務大臣殿　吉野　大使（臨時代理大使）総領事　代理

オキナワ問題（バード決議・EE情報）

第3582号　特秘　至急　（ゆう先処理）

往電第3524号に関し

7日EEが当方に連絡越したところ。次のとおり。

1。バード上院議員決議案可決に関し議会に当つたが。そのはい景には次の2点が問題となつている。第1は日米通商関係で。せん維等で円かつな話合いのき道が布かれないと判断して日本側に圧力を加える必要ありとの見地から一部議員がバード提案にとびついたことである。第2はフルブライト議員をはじめ。外交政策の決定に行政府が立法府をないがしろにしているとの強い疑わくがあり。ジョンソン時代からの一かんした心情からニクソン政権をけんせいしようとしたことである。これらの多数は。オキナワ交渉に異存はないが。本問題が疑心暗きのしよう点となつたことと決議案に賛成した議員のかおぶれを見ればわかる。

2。本件決議案は。全然こう束力のあるものではない。したがつて。オキナワ返かん協定の締結問題を行政府がどう扱うかは大統領とロジャース長官の決定することであるが

特

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

、傾向としては、できるだけ議会とのまさつを少くしておこうと考えており、その点9月8日に詳細申し上げたとおりである（往電第2781号参照）。本件については、れい却期間をおく必要があり、どうも国務省もホワイト・ハウスも議会対策がナイーヴに思われる。本件についても結局カギをにぎるのはホワイト・ハウスの議会担当たるブライス・ハーロウ補さ官であるが。同人のこれまでの実績は余りかんばしくなく、種々批判が出ている。ただしホワイト・ハウスが干与してくるのはこ（しか）らのことで、これまでは専ら国務省がや表に立つてきた。

3、バード議員も大いにもてはやされて満足すべく、また、次週は、ヴイエトナム反戦、ヘインズワース判事任命問題、アポロ12号等の諸事件でしよう点はうつりかわる。本件取扱振りは日本政府の知つたことではないのであるから公私共にこれまでと全く同じ態度で交渉に臨むことがかん要であり、OVERREACTは禁物である。議会もオキナワ返かんに反対ではないが、ただし、諸種の条件があり、貿易上の問題が選挙区との関係で常に問題となることは9月8日にも申し上げたとおりで、よしあしはともかくとして、たとえ特定の品目であつても針をさすような効果があることに十分注意する必要がある。議会でオキナワ返かんの住民投票をうんぬんする動きもあるが、投票の結果

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

。日本返かんの大義名分ははつきりするばかりで。そんなばかなことは米議会においてもアイデアだおれであることは知つている。

(了)

—3—

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

148

総番号(TA) 50970
69年11月10日20時16分 米国 発
69年11月11日10時29分 本省 着

主管 米北1

外務大臣殿　吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉(バード決議)

第3605号 極秘

タナカ大使より

10日ブラウン大使の述べたところ次の通り。

BYRD決議の動きは国務省として予期していなかつたし、また現在の政情では国務省として強くてい抗することもできず、結局原案の字く修正がやつとであつた。国務省は法律的見解を発表したが(往電第3578号)今後議会に対してはこの趣旨で国務省の立場を説明する。現在の議会のふん囲気では返かん協定は上院の承認を必要とする公算が強くなつたが、何れにしても将来の問題であり、返かん協定もこれから交渉して見て行政協定として取扱いうる内容のものとなるかどうかの点とにらみあわせ情勢の推移を見て種々対策を考究中である。

(了)

外務省

特

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

292

電信写

総番号(TA) 51366
69年11月12日20時00分 米国 発 主管 米局長
69年11月13日10時47分 本省 着

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第3643号 特秘 至急

タナカ大使より。

12日国務省議会担当次官補TORBERTはバード決議の取扱につき次の通り内話した。

本件は行政府の議会との関係という歴史的はい景の下に特に最近外交問題につき議会が行政府をCHECKしようとする傾向と返かん反対派の動きにたんを発したものであるが。現在のところ。政府としてはオキナワ返かん協定につき上院の批准を求めるか否か決めていない。何分にも未だ時日もあり、この間の情勢の推移を見て何れかに決定されるであろう。しかし自分は個人的意見としては批准を求める方がよいと考えている。政府がこれを行政協定としてかた付けるとの立場をとる場合単に日米関係のみならず、外交政策一般につき議会の行政府いじめが起ると思われ。一度行政協定とするとの態度をとり。その後議会の圧力にくつすることにでもなれば目もあてられぬこととなる。重要問題でもあり。議会の批准を了せば後にしこりを残さない

外務省

特

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

し、また議会にかければ論議の過程において時には激しい論議が出るかも知れないが、結局通ると判断している。(WITHOUT SERIOUS DIFFICULTIES)上院議員100名の内反対が20名位あるかと思う。賛成、反対の80対20の内双方の内10名位は中途で態度が変わることもありうる。何れにしても現在のところ態度を決めていないが、議会に提出するとすれば、事前の了解工作等十分準備をして見通しを立てて臨むこととなる。

(了)

—2—

外務省

ソ連 分室　万博

大臣 政務次官 事務次官 官房長 審議官 儀典官 官房長 文書課長 会計課長 給与課長

総 人事課長 電信課長 厚生課長

国際資料課長 企画課長

領事移住部長 移住課長 領事課

ア局長 参事官 地域課長 中近東 北米 東南アジア 西欧

欧亜局長 参事官 北米課長 北米 保障

中南米局長 参事官 中南米 一課 二課

参事官 西欧 東欧 洋一 西欧 東欧

近アフ局長 参事官 近アフ

経済局長 次長 経済 国際 国際 統計 貿易

経済協力局長 参事官 政策 技術 二課 一課

条約局長 参事官 条約 規則

国際法局長 参事官 政策 経済 科学 軍縮 専門

情報文化局長 参事官 対外 対内

文化事業部長 一課 二課

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

47

総番号(TA)1756　主管
69年11月13日19時25分　米国　発
69年11月14日09時54分　本省　着　米北1

外務大臣殿　下田　大使　臨時代理大使　総領事　代理

パード上院議員とのこん談

第3661号　極秘　至急（ゆう先処理）

13日木内はパード上院議員とこん談したが、その概要次の通りの趣。

木内より一面トップにパード決議案の可決を報ずる11月6日付ゆう刊邦字紙で写真入りのものを提示、この通り貴議員は目下本邦で最もポピュラーな上院議員なる旨述べたところ、先方は新聞を手にしてすつかり相好をくずしつつ、最もアンポピュラーだろうと述べた。

当方から主として日本側から見たオキナワ問題につき説明、すなわち、5月以来のパード発言をみても基本的には反共であり、自由じん営を守るべきことで日本政府の見解とはなんら相違がない。ただ貴議員の場合はストレートではなはだは切れがよいのに反し、日本側には種々の国内事情があり、カテゴリカルでなく、あいまい、かつ末しよう的であり、アプローチに相当のけんかくはあつても、期するところは同じである。核ぬき、本土なみも結局は日本的表現形態で、友邦米国との終局的目的には変りはない。なるほどおくばにものがはさまつた形で戦後20年間の日本としてはがゆい歩みばかりであつた。しかしそのやく進振りは大変なもので、今後アジアの安定勢力としてじゆう分寄与できるところまで来た。今次コミュニケでも貴議員としては種々納得できない側面もあろうが、10年後の日本はどうなるかということを、すなわち、先きの結果を考えてもらえば間違いはないと思うと説明した。

先方は、日本に対してなんらふくむところはなく、ただ行政府の独走をけん制することが今次決議案のねらいであり、国務省はどうも上院をかるくあしらいがちであると不満を表明し、また、米国はどうしても引きしおであることをアジア諸国は認識すべきであり、そのギャップを日本にうめてもらいたいとして日本の自主防衛努力はどうかとしきりに質問した。当方より日本の経済協力は10年後には50億ドル以上になるべく、その過程において防衛側面がないがしろにされるはずもなく、オキナワの解決にともない、日本国民の国際的自信が回復するにつれて着実にのびるであろうと説明した（先方は上記数字等にかなりおどろいたもようで、念をおしていた）。

最後に先方は、自分はサトウ総理をそんけいしており、今次訪米が有意義であることを期待していると述べ、当方よ

—2—

外務省

松尾

佐

極秘

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

外務省

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

機密

り。これまで外交委の方とは種々接触はあつたが。この機会に軍事委とも連絡を持ちたいと述べたのに対し。バ議員は今後大いに自分を利用してほしいと述べた。

(了)

— 3 —

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

262

電信写

総番号(TA)7648　　主管
69年　月13日23時10分　米国　発
69年11月14日13時18分　本省　着　米北1

外務大臣殿　下田　大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ問題（米紙社説）

第3683号　平　至急

13日付イブニングスター紙は『オキナワと上院』と題する社説を掲載し、バード決議に言及し、上院は外交において然るべき役割を果すことはあつても、サトウ総理訪米直前にかかる決議をすることはかえつて重要な問題をけい視していることになると論じている（切りぬき空送する）

1、バード決議のタイミングは非常に悪かつた。日米当局者は6か月もかかつて交渉を重ねてきたし、サトウ総理の訪米は来週にせまつている。

2、オキナワは太平洋防衛体制上の中心であり、核基地としてのオキナワを失うことはSERIOUSではあるが、FATALなものではない。然しこの際重要なことは軍事的考慮ではなくて、政治的配慮である。安保条約は明年6月に最初の期限を迎えるが、オキナワ問題の解決なくして総理が帰国することになれば、安保条約の将来に暗影をなげかけるとともに、しん米政権がが解することもほぼ確実であろう。

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

電信写

3、上院は日本から経済通商上のじよう歩をとりつけることをねらつているのかも知れないが、経済問題はより重要な政治問題と別個に取扱われべきものである。日米関係の将来は自動車とか、せん維問題よりはるかに重要であり、日本におんけんな安定政権が存在することは、米国のみならず、極東諸国にとつてもESSENTIALなことである。

(3)

—2—

外務省